

番号	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況	【対応】 未着手・継続中or 完了
1	地域振興部	防災危機管理課	自主防災組織への連絡体制について	昨年8月の大雨増水の際、稗貫川が氾濫危険水位に達しても、市から自主防災会へ連絡がなかったと聞いている。災害の際に、市から自主防災会へ連絡される事項と連絡手段をお教え願いたい。	昨年8月28日から降り続けた雨により稗貫川の水位が最も上昇した8月31日は、前日の8月30日午後8時4分に大雨警報が一旦解除されたが、夜間のため避難者が帰宅できなかったことから、災害警戒本部を継続して設置していたところ、31日午前4時7分に再度、大雨警報が発表され、さらに午後1時10分に土砂災害警戒情報が発表されたことにより「レベル3高齢者等避難」を発令し、矢沢、大迫、内川目、外川目、亀ヶ森、新堀、八重畑、小山田、土沢、成島、浮田、谷内、田瀬の13か所の指定緊急避難場所を開設した。 「レベル3高齢者等避難」の発令と指定緊急避難場所を開設する際には、エリアメール(緊急速報メール)を発信し、指定緊急避難場所を開設する地区の自主防災組織へ自動電話発信システム(オトコル)による一斉架電のほか、広報車の巡回、ホームページ、SNSへの掲載、FM放送、及び大迫地区は防災行政無線、東和地区は有線放送により、風雨が強くなる前、外が暗くなる前に避難することを呼びかけている。 「レベル3高齢者等避難」を発令した午後3時時点の稗貫川の水位は2.15mで、さらに上昇する可能性もあったことから、氾濫危険水位である2.60mに達した際には「レベル4避難指示」を発令して、エリアメール(緊急速報メール)や自動電話発信システム(オトコル)等により周知する準備をしていたが、当日の水位は最大で2.56mを計測した後、低下に転じ氾濫危険水位に達しなかったことから、避難指示を発令することにはならなかった。 なお、昨年度までは、気象警報等により災害警戒本部が設置された際は、ホームページ、SNSへの掲載、FM放送による周知であったが、今年度からは、気象警報等により災害警戒本部が設置された時点で、すべての自主防災組織へ自動電話発信システム(オトコル)により一斉架電して連絡し、その後の気象情報への注視や避難行動要支援者への配慮について呼びかけを行っている。	昨年8月28日からの豪雨で、稗貫川の水位が最も上昇したのは8月31日である。 前日の8月30日午後8時4分に一時的に大雨警報が解除されたが、避難者が帰宅できなかったため災害警戒本部は継続して設置した。翌8月31日午前4時7分に再び大雨警報が出され、午後1時10分に土砂災害警戒情報が発表されたため「レベル3(高齢者等避難)」を発令し、矢沢、大迫、内川目、外川目、亀ヶ森、新堀、八重畑、小山田、土沢、成島、浮田、谷内、田瀬の13か所の指定緊急避難場所を開設した。 避難の呼びかけは、エリアメール(緊急速報メール)、対象地区の自主防災組織への自動電話発信システム(オトコル)、広報車巡回、ホームページ・SNS、FM放送のほか、大迫地区では防災行政無線、東和地区では有線放送でも避難の呼びかけを行い、風雨が強くなる前や暗くなる前の避難を促した。8月31日午後3時の水位は2.15mで、氾濫危険水位2.60mに達すれば「レベル4(避難指示)」を発令する準備をしていたが、最大2.56mを記録した後には低下したため発令はされなかった。 なお、気象警報等により災害警戒本部が設置された際は、令和7年度からは、前年度までのホームページ、SNSへの掲載、FM放送による周知に加え、気象警報等で災害警戒本部が設置された時点で全自主防災組織へ自動電話発信システム(オトコル)で一斉連絡し、その後の気象情報の注視や避難行動要支援者の避難支援準備体制の確認などをお願いしている。	完了
2	地域振興部	防災危機管理課	自主防災組織への連絡体制について	一斉架電については、自主防災組織が受け取ったかを確認できているのか。	オトコルでは、1回目の架電で受電履歴がない架電先には2回、3回、4回と改めて架電する仕組みとなっている。また、一つの自主防災組織で3人まで登録していただいているので宛先を変えて架電している。 8月31日の時は、レベル3高齢者等避難の発令のときにオトコルでお知らせしている。その後、レベル4避難指示の発令を準備していたが、発令前に水位低下を確認したため発令には至らなかったことから、レベル4でのオトコルの周知は行わなかった。	オトコルは、1回目の架電で受電履歴がない架電先には2回、3回と改めて架電する仕組みとなっている。また、一つの自主防災組織で3人まで登録していただいているので、宛先を変えて架電している。 令和6年8月31日の時は、レベル3高齢者等避難の発令のときにオトコルでお知らせしている。その後、レベル4避難指示の発令を準備していたが、発令前に水位低下を確認したため発令には至らなかったことから、レベル4でのオトコルの周知は行わなかった。	完了
3	地域振興部	防災危機管理課	水位計について	亀ヶ森地区の稗貫川の水位計は、クエレ・パークの付近に設置されているが、設置状態が正確でないため雨が降って水量が増えた際、本当の水位より高く表示されているのではないかと思っている。市として岩手県より確認している内容についてお教え願いたい。	稗貫川の水位計は、大迫地区の稗貫川と中居川が合流する付近、亀ヶ森地区のクエレ・パーク付近、石鳥谷八重畑地区の稗貫川橋付近の3箇所に設置されている。 亀ヶ森地区のクエレ・パーク付近に設置されている水位計は、通常時の水位が1mを下回ることがなく、水防団待機水位となる1.5mまでの到達が常に早くなっていることから、水位計を設置・管理している県の花巻土木センターには、昨年の連絡体制打合せの際に設置箇所の移動について検討をお願いした。 今回の提案を受け、花巻土木センターに、通常時の水位が高いのは設置箇所の前後がS字に蛇行していることに加え、すぐ下流の河道が狭くなっていることが原因ではないかと意見を伝えたとところ、花巻土木センターも亀ヶ森観測点の水位が高いことは認識しており、今後、調査を実施して、設置箇所を移動するか、基準水位の見直しを行うか検討するとの回答であった。	稗貫川の水位計は、大迫地区の稗貫川と中居川が合流する付近、亀ヶ森地区のクエレ・パーク付近、石鳥谷八重畑地区の稗貫川橋付近の3か所に設置されている。 亀ヶ森地区のクエレ・パーク付近に設置されている水位計は、通常時の水位が1mを下回ることがなく、水防団待機水位となる1.5mまでの到達が常に早くなっていることから、水位計を設置・管理している県の花巻土木センターには、令和6年の打合せの際に設置箇所の移動について検討をお願いした。また、花巻土木センターに通常時の水位が高いのは設置箇所の前後がS字に蛇行していることに加え、すぐ下流の河道が狭くなっていることが原因ではないかと意見を伝えたとところ、花巻土木センターも亀ヶ森観測点の水位が高いことは認識しており、今後、調査を実施して、設置箇所を移動するか、基準水位の見直しを行うか検討するとの回答であった。 なお、令和7年度末に水位計の件を花巻土木センターへ照会したところ、県土整備部河川課へ伝えているが、実際の対応時期についての明確な回答が得られなかったとの回答であったことから、再度、対応いただくよう要請した。	継続中
4	地域振興部	防災危機管理課	水位計について	現在の水位計が設置されて以降、普段から50cm程度の水位が計測されており、雨が降ればすぐに水防団待機水位になることから、地元消防団は、合併した頃に市の防災担当課に対して岩手県へ改善を要望してほしいとお願いしていた。 その後も改善されなかったことから、地元消防団では、その後に設置された稗貫川・中居川合流点の水位計の数値を参考に活動している。 このことについては、地元消防団と市の防災担当の双方が認識しておく必要があるのではないか。	そのことは、大迫総合支所でも認識しており、市の防災担当課及び消防本部と情報共有して、対応している。	亀ヶ森地区のクエレ・パーク付近に水位計が設置されて以降、普段から50cm程度の水位が計測されることから、地元消防団では、稗貫川・中居川合流点の水位計の数値を参考に活動していることを地元消防団と大迫総合支所、防災危機管理課及び消防本部と情報共有して、対応している。	完了
5	地域振興部	防災危機管理課	避難所における備蓄品について	避難所連絡員が何人もいるのに、事務室にこもっていた。私の記憶では必要な物資は本部に連絡するとなっていたが、避難所連絡員は対応しなかった。 市は、昨年8月に避難所へ避難した方からの要望を記録に残されていると思うが、現在、振興センターには、食料備蓄品としてペットボトルの水とアルファ化米しか備蓄されていない状況である。 避難者に簡単な食事を提供するため食料備蓄品を増やす考えはないか伺う。 また、濡れながら避難して来る方の為にタオル等を提供する取り組みができないか併せて伺う。	亀ヶ森振興センターを含む各指定緊急避難場所には、アルファ化米と保存水の飲食物品のほか、毛布、段ボールベッド、テント式バーテーション、発電機、ポータブル電源などの物品が備蓄されている。また、まなび学園と各総合支所にはカップラーメンが用意しており、必要に応じて指定緊急避難場所へ届けるとしている。 市では、昨年10月、地震または河川洪水による想定避難者数をそれぞれ試算し、国のガイドライン等を参考にして備蓄物資の品目と数量を設定した「花巻市災害用物資備蓄指針」を策定し、飲食物品にアレルギー対応の米粉めんを追加したほか、着替え用の下着セットや歯ブラシ、使い捨てカイロなど、女性、子どもの視点からの生活・衛生用品を中心に、新たに26品目を追加した。飲食物品については、避難者に暖かい食事が提供できるよう、今後も工夫と見直しを行っていくこととした。 また、タオルについては、備蓄指針において、フェイスタオルと大判バスタオルをそれぞれ用意することとしており、亀ヶ森振興センターにも今年度中に備蓄する予定である。	亀ヶ森振興センターを含む各指定緊急避難場所には、アルファ化米と保存水の飲食物品のほか、毛布、段ボールベッド、テント式バーテーション、発電機、ポータブル電源などの物品が備蓄されている。 市では、昨年10月、地震又は河川洪水による想定避難者数をそれぞれ試算し、国のガイドライン等を参考にして備蓄物資の品目と数量を設定した「花巻市災害用物資備蓄指針」を策定し、飲食物品にアレルギー対応の米粉めんを追加したほか、着替え用の下着セットや歯ブラシ、使い捨てカイロなど、女性、子どもの視点からの生活・衛生用品を中心に新たに26品目を追加した。飲食物品については、避難者に暖かい食事が提供できるよう、今後も工夫と見直しを行っていく。 また、タオルについては、備蓄指針において、フェイスタオルと大判バスタオルをそれぞれ用意することとしており、亀ヶ森振興センターにも令和7年度に備蓄した。	完了
6	地域振興部	防災危機管理課	避難所における備蓄品について	これまで2回避難したことがある。10年前に避難した時は、市の職員に加えて消防協力隊の方も待機しており、夕食の提供や毛布の提供もあり、良くていただけた。 昨年、自主防災での訓練で、危機管理を持って自分たちで様々なものを準備しないといけないと感じた。訓練には参加していかなければならないと思った。 市の職員も危機管理をもって対応していただければいいと思う。	避難所連絡員の対応については、しっかりと検討していきたい。 避難行動については、まずは自分の身は自分で守るという意識を持っていただきたい。	市では、避難所連絡員に対して、避難所の開設や運営に必要な知識を習得させるとともに、市本部との情報伝達の手順、物資の提供や避難者の受け入れなどの対応力の向上に引き続き取り組む。 地域住民の皆様には、まずは自分の身を自分で守るという「自助」の意識を持っていただきたい。その上で、地域から被災者を出さないために、自力避難が困難な方の避難支援の在り方や体制整備を「共助」の枠組みの中で検討していただきたい。	完了
7	地域振興部	防災危機管理課	避難所における備蓄品について	昨年度の避難所連絡員の対応は、マニュアルに沿ったものであったと認識している。避難所では避難者が自分たちで物資を準備したりする必要があるが、避難してくる人は遠慮してしまうことから、市の職員が声掛けを行うなどの訓練が必要ではないか。	職員はマニュアルに沿って行動することについて訓練しているが、現場での臨機応変な対応がとれるよう職員のスキルを上げていきたい。避難所に備蓄している水・食料(アルファ化米)に比べて消費期限の短いカップ麺などは総合支所に備蓄しているので、避難所連絡員がすぐに災害の本部へ連絡して必要な食糧・物資を避難所に届くよう訓練していきたい。	職員は、マニュアルに沿った行動を訓練しているが、現場での臨機応変な対応がとれるよう職員のスキルを上げていきたい。 避難所に備蓄している物品が不足した場合などは、避難所連絡員がすぐに災害本部へ連絡して、必要な食糧・物資を避難所に届くよう訓練していきたい。	完了
8	地域振興部	防災危機管理課	自主防災組織との協議について	令和4年10月25日の市政懇談会において当地域から「コミュニティ会議等の協力」についてというテーマで懇談した際、防災危機管理課から地域の自主防災会との協議の場を設けるとのお話があったが、その開催の有無について教えていただきたい。	令和4年10月25日開催の亀ヶ森地区の市政懇談会において、「指定緊急避難場所へのコミュニティ会議等の協力について」がテーマの一つとして挙げられた。 市からは、「振興センター開館時間内に指定緊急避難場所を開設する場合、地元の自主防災組織とコミュニティ会議のご協力をいただけないものか、指定緊急避難場所運営の連携について相談したい」とお話しした。 このことを踏まえ、令和6年2月15日に生涯学園都市会館(まなび学園)で市全域のコミュニティ会議を対象に開催した「令和5年度コミュニティ会議と市との協議の場」において、指定緊急避難場所の開設と閉鎖(撤収)は市職員が行い、開設が長期化した場合において平日の午前8時30分から午後5時15分の間で避難者がいない場合に限っての対応をコミュニティ会議にお願いし、避難者が来たときは市に連絡すること及び市職員が到着した際にその業務を引き継ぐことについて、無報酬を原則とし、コミュニティ会議ごとに可能な範囲で対応をしていただけるものかご意見を伺った。 しかしながら、この協議の場の席上において、業務内容やそれに要する人件費のほか、避難者の安全確保や責任の所在など、解決しなければならない課題が多く挙げられ、実現に時間を要するため、この会議の中では、結論には至らなかったと認識している。 自主防災組織と対話する場については、今後改めて予定できたいと考えている。	令和4年10月25日開催の亀ヶ森地区の市政懇談会において、「指定緊急避難場所へのコミュニティ会議等の協力について」がテーマの一つとして挙げられた。 市からは、「振興センター開館時間内に指定緊急避難場所を開設する場合、地元の自主防災組織とコミュニティ会議のご協力をいただけないものか、指定緊急避難場所運営の在り方や市との連携について相談したい」とお話しした。 このことを踏まえ、令和6年2月15日に生涯学園都市会館(まなび学園)で市全域のコミュニティ会議を対象に開催した「令和5年度コミュニティ会議と市との協議の場」において、指定緊急避難場所の開設と閉鎖(撤収)は市職員が行い、開設が長期化した場合において平日の午前8時30分から午後5時15分の間で避難者がいない場合に限っての対応をコミュニティ会議にお願いし、避難者が来たときは市に連絡すること及び市職員が到着した際にその業務を引き継ぐことについて、無報酬を原則とし、コミュニティ会議ごとに可能な範囲で対応をしていただけるものかご意見を伺った。 しかしながら、この協議の場の席上において、業務内容やそれに要する人件費のほか、避難者の安全確保や責任の所在など、解決しなければならない課題が多く挙げられ、実現に時間を要するため、この会議の中では、結論には至らなかったと認識している。 自主防災組織と対話する場については、今後改めて予定できたいと考えている。	継続中

番号	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況	【対応】 未着手・継続中or 完了
9	地域振興部	防災危機管理課	避難計画について	今年6月の防災訓練では、災害発生時に避難困難な高齢者を消防団員が消防車両で避難を手伝う訓練があった。 実際の大雨増水時、消防団は、いち早く消防車両を使って危険箇所の巡視警戒や土壌崩れなど被害を抑える活動を行うことから、その消防団に災害現場を離れてまで避難の手伝いをお願いしても良いものなのか疑問がある。また、消防車両は車高が高く、要支援者は乗車できないのではないかと感じた。 このことから、今年6月の訓練を踏まえ、市として避難行動要支援者の避難計画にどの様に反映するのか説明いただきたい。	今年6月の防災訓練では、災害発生の日によって、自主防災組織の人員が不足して避難行動要支援者の避難支援が難しいことが想定されることから、消防団による避難行動要支援者の避難支援の手順を整備して、自主防災組織と消防団において避難時に円滑な避難支援につながるよう、この手順に沿った訓練を亀ヶ森地区を含む市内29の自主防災組織を対象に実施した。 消防団による避難行動要支援者への避難支援の手順については、はじめに、防災危機管理課内に設置される災害警戒本部に要請をいただく。要請を受けた後、災害警戒本部と消防本部内の消防警戒室とで要請内容を速やかに共有するとともに、消防警戒室は、市内の消防団の活動状況の確認と応援出動が可能な分団等を選定の上、消防団長の指示により出動指令を出す流れとしている。 なお、消防警戒室には、消防団長をはじめ消防団幹部が待機し、指示系統の一元化を図ることができる体制となっており、確実な情報伝達と迅速な避難支援が可能となっている。 実際に自主防災組織が応援要請を行った際、地元の消防団が危険箇所のパトロールや土のう積み、排水ポンプの稼働などの災害対応に従事しており、避難行動要支援者の避難支援に手が回らないことも想定されるが、消防警戒室は、各消防団の活動状況に応じて、常備消防の出動や対応が可能な近隣の消防団に出動を指示することも予め想定していることから、消防団の支援が必要なきば、ためらうことなく要請をしていただきたい。 災害対策の3つの要素として、「自助」、「共助」、「公助」があり、このうち、災害時に最も力を発揮するのが、地域に住む人を地域で守る「共助」と言われている。この「共助」の考え方に基づき、地域内の避難行動要支援者一人ひとりの個別避難支援計画書の作成を自主防災組織の皆様にご協力いただいているところである。亀ヶ森地区の自主防災組織をはじめ、皆様には、防災の取組にご協力を賜り、この場を借りて感謝申し上げます。 市としては、この個別避難支援計画書に基づき、避難行動要支援者の避難訓練等を実施するとともに、課題を個別避難支援計画書に反映させることで、より実効性のある内容に高め、避難行動要支援者のスムーズな避難支援につなげていくことが重要と考えている。個別避難支援計画書の作成や避難訓練等の実施などについて、しっかりとサポートをさせていただくので、遠慮なくご相談いただきたい。	令和7年6月の防災訓練では、災害発生の日によって、自主防災組織の人員が不足して避難行動要支援者の避難支援が難しいことが想定されることから、消防団による避難行動要支援者の避難支援の手順を整備して、自主防災組織と消防団において避難時に円滑な避難支援につながるよう、この手順に沿った訓練を亀ヶ森地区を含む市内29の自主防災組織を対象に実施した。 消防団による避難行動要支援者への避難支援の手順については、はじめに、防災危機管理課内に設置される災害警戒本部に要請をいただく。要請を受けた後、災害警戒本部と消防本部内の消防警戒室とで要請内容を速やかに共有するとともに、消防警戒室は、市内の消防団の活動状況の確認と応援出動が可能な分団等を選定の上、消防団長の指示により出動指令を出す流れとしている。 なお、消防警戒室には、消防団長をはじめ消防団幹部が待機し、指示系統の一元化を図ることができる体制となっており、確実な情報伝達と迅速な避難支援が可能となっている。 実際に自主防災組織が応援要請を行った際、地元の消防団が危険箇所のパトロールや土のう積み、排水ポンプの稼働などの災害対応に従事しており、避難行動要支援者の避難支援に手が回らないことも想定されるが、消防警戒室は、各消防団の活動状況に応じて、常備消防の出動や対応が可能な近隣の消防団に出動を指示することも予め想定していることから、消防団の支援が必要なきば、ためらうことなく要請をしていただきたい。 災害対策の3つの要素として、「自助」、「共助」、「公助」があり、このうち、災害時に最も力を発揮するのが、地域に住む人を地域で守る「共助」と言われている。この「共助」の考え方に基づき、地域内の避難行動要支援者一人ひとりの個別避難支援計画書の作成を自主防災組織の皆様にご協力いただいているところである。亀ヶ森地区の自主防災組織をはじめ、皆様には、防災の取組にご協力を賜り、この場を借りて感謝申し上げます。 市としては、この個別避難支援計画書に基づき、避難行動要支援者の避難訓練等を実施するとともに、課題を個別避難支援計画書に反映させることで、より実効性のある内容に高め、避難行動要支援者のスムーズな避難支援につなげていくことが重要と考えている。個別避難支援計画書の作成や避難訓練等の実施などについて、しっかりとサポートをさせていただくので、遠慮なくご相談いただきたい。	完了
10	地域振興部	防災危機管理課	避難計画について	消防団としては、6月の防災訓練はあくまでも対応ができるケースを想定して実施したが、実際には現場対応に出動していると思われるため、恐らく訓練のケースはあまり無いと思っている。消防団員が減少し、対応が難しくなっている。 6月の防災訓練では、消防無線(携帯無線機)のでは会話ができず、車載無線機を使用しないと上手く連絡が取れないことが分かった。過去には地域振興無線機を使用して連絡を取ることが出来たことがあり、その携帯無線機であればカバーできる気がする。	今回は地元の消防団員が対応可能であるという想定で訓練を行ったが、地元の消防団が本来の消防・水防活動を行うため対応できない場合は、常備消防の対応や他地域の分団への応援など状況に応じて対応することを想定している。今後、どの様に対応すれば良いのか更に考えていきたい。	令和7年度の防災訓練は、地元の消防団員が対応可能であるという想定で訓練を行ったが、地元の消防団が本来の消防・水防活動を行うため対応できない場合は、常備消防の対応や他地域の分団への応援など状況に応じて対応することを想定している。	完了
11	地域振興部 大迫総合支所	地域づくり課 地域振興課	コミュニティ会議職員の賃金について	コミュニティ会議の職員に対しては、最低賃金を下回ることなく、市の会計年度任用職員並みに賃金を支払いたいと考えており、これまで何度も市へ要望してきたが、市は予算をあげてくれなかった。 令和7年3月の議会定例会の一般質問で花巻市は市のコミュニティ会議の職員の賃金は北上市の地区交流センター職員の賃金と同じであると答弁しているが、花巻市の賃金の時給額は社会保険料額を含み、北上市の賃金の時給額については社会保険料額を含まない金額を社会保険料額を含むものとして比較した答弁内容となっている。このことから、北上市の交流センターの賃金と比較して花巻市のコミュニティ会議職員の一人当たりの賃金は月額約27,000円少ない。 岩手県人事委員会では、公務員の給料表を令和5年度1%、令和6年度3%、令和7年度3%上昇させており、職員給が上がれば賃金も上がるはずだが、花巻市ではコミュニティ会議職員の人員費を上げてもらえない。 市からは、これまで5年間の指定管理期間中に賃金を上げることが難しいと言われる。他の会場で市政懇談会では、市長がコミュニティ会議職員の給料部分について検討するよう指示していると回答したと聞いているが、担当部は検討を進めているのか。この際、人員費を毎年見直せるよう指定管理期間を1年ごとにしてはどうか。 来週に指定管理の選定委員会に参加して説明することの依頼があるが、仕様に記載されている賃金の内容が北上が公表した数字とかけ離れている。花巻市の賃金は、北上市に比べて大分劣っており、その内容で仕様が組まれているのが非常に遺憾である。 花巻市のコミュニティ会議職員の賃金と賃金を示した指定管理予算を提示してほしいと考えるがどうか。	担当部において事実確認を行って回答したい。 令和5年度までは5年間の指定管理料ということで年度途中の変更は行ってこなかったが、令和6年度においては引き上げを行った。 また、北上市との賃金の比較においては、業務内容や対応にも違いがあると思うので、状況を確認したうえで、改めて亀ヶ森地区コミュニティ会議の会長に対し説明させていただきたい。 【地域づくり課追記】 ○令和7年3月議会定例会での若柳良明議員の一般質問に対する市の答弁を検討する段階で、北上市の交流センター推進員の賃金モデルの月額給料について北上市の担当課へ聞き取りを行ったところ、北上市では事業者負担となる厚生年金や健康保険料などの社会保険料を含んだ額であることを確認した。その上で、花巻市のコミュニティ会議事務局職員の賃金の積算額にも事業者負担となる社会保険料を加算して、時給換算した額を算出して比較したところ、北上市とほぼ同額であったことを市議会でご答弁したものであり、その内容は正しいものであった。このことを令和8年1月9日に、亀ヶ森コミュニティ会議会長及び事務局長へ説明し、市議会での答弁が正しいものであったことをご理解をいただいた。 ○コミュニティ会議職員の賃金の積算額について、令和6年度は物価高騰や人件費の上昇といった社会情勢を踏まえ、コミュニティ会議職員一人当たりの給料額に2,200円を上乗せし、月額16万2,300円に増額することを含めた指定管理料の見直しを実施した。 また、令和7年12月から適用される岩手県の最低賃金は、時給額で1,031円となっているのに対し、令和7年度分の指定管理料に基づく給料額は、時給換算で997円となっており、指定管理料の時給額が最低賃金より34円少なくなっていたことから、最低賃金が適用開始される令和7年12月から、令和7年度中(令和8年3月まで)の4か月分を増額する補正予算として、令和7年12月議会定例会で可決いただき、指定管理料を増額して支出したところである。 今後とも、最低賃金の改定や社会経済情勢の変化による給与見直しに対応していく必要があると認識しており、状況の変化があった場合には、5年間の指定管理期間にとらわれず、業務内容の検証を行った上で、指定管理料について必要に応じて見直しを行うこととしている。このことについても令和8年1月9日に、改めて亀ヶ森コミュニティ会議会長及び事務局長へ説明した。	担当部において事実確認を行って回答したい。 令和5年度までは5年間の指定管理料ということで年度途中の変更は行ってこなかったが、令和6年度においては引き上げを行った。 また、北上市との賃金の比較においては、業務内容や対応にも違いがあると思うので、状況を確認したうえで、改めて亀ヶ森地区コミュニティ会議の会長に対し説明させていただきたい。 【地域づくり課追記】 ○令和7年3月議会定例会での若柳良明議員の一般質問に対する市の答弁を検討する段階で、北上市の交流センター推進員の賃金モデルの月額給料について北上市の担当課へ聞き取りを行ったところ、北上市では事業者負担となる厚生年金や健康保険料などの社会保険料を含んだ額であることを確認した。その上で、花巻市のコミュニティ会議事務局職員の賃金の積算額にも事業者負担となる社会保険料を加算して、時給換算した額を算出して比較したところ、北上市とほぼ同額であったことを市議会でご答弁したものであり、その内容は正しいものであった。このことを令和8年1月9日に、亀ヶ森コミュニティ会議会長及び事務局長へ説明し、市議会での答弁が正しいものであったことをご理解をいただいた。 ○コミュニティ会議職員の賃金の積算額について、令和6年度は物価高騰や人件費の上昇といった社会情勢を踏まえ、コミュニティ会議職員一人当たりの給料額に2,200円を上乗せし、月額16万2,300円に増額することを含めた指定管理料の見直しを実施した。 また、令和7年12月から適用される岩手県の最低賃金は、時給額で1,031円となっているのに対し、令和7年度分の指定管理料に基づく給料額は、時給換算で997円となっており、指定管理料の時給額が最低賃金より34円少なくなっていたことから、最低賃金が適用開始される令和7年12月から、令和7年度中(令和8年3月まで)の4か月分を増額する補正予算として、令和7年12月議会定例会で可決いただき、指定管理料を増額して支出したところである。 今後とも、最低賃金の改定や社会経済情勢の変化による給与見直しに対応していく必要があると認識しており、状況の変化があった場合には、5年間の指定管理期間にとらわれず、業務内容の検証を行った上で、指定管理料について必要に応じて見直しを行うこととしている。このことについても令和8年1月9日に、改めて亀ヶ森コミュニティ会議会長及び事務局長へ説明した。 5年間の指定管理期間にとらわれず指定管理料の人員費相当額の変更が必要であると判断した場合には、業務の内容を検証した上で、指定管理料の見直しについて、他の公共施設の指定管理料や市の財源を踏まえて、必要に応じて適宜対応する。	完了
12	地域振興部	地域づくり課	カスタマーハラスメント対策の研修会の紹介について	コミュニティ会議の事務局職員に対し亀ヶ森の住民から不当な言動、いわゆるカスタマーハラスメントがあり困っている。事務局職員のメンタルが心配である。会長は事務局職員を守る責任もあり、喫緊の課題として職員にカスタマーハラスメント防止の研修を受けさせたい。亀ヶ森地区コミュニティ会議が主催するので、自分達に合う研修を紹介してほしい。	研修に関しては人事担当課から、情報を得たうえで相応しい研修があればお示ししたい。 【地域づくり課対応】 令和8年1月下旬に実施を予定しているコミュニティ会議事務担当者会議の中で、カスタマーハラスメントの研修についての希望や意見を伺い、開催することとしている。 なお、カスタマーハラスメントの事例があり困っている場合には、専門家にも相談するなど、対策方法について大迫総合支所地域振興課が協力して個別に対応する。このことについて、令和8年1月9日に、亀ヶ森地区コミュニティ会議会長及び事務局へ連絡済みである。	研修に関しては人事担当課から、情報を得たうえで相応しい研修があればお示ししたい。 令和8年1月下旬に実施を予定しているコミュニティ会議事務担当者会議の中で、カスタマーハラスメントの研修についての希望や意見を伺い、開催することとしている。 なお、カスタマーハラスメントの事例があり困っている場合には、専門家にも相談するなど、対策方法について大迫総合支所地域振興課が協力して個別に対応する。このことについて、令和8年1月9日に、亀ヶ森地区コミュニティ会議会長及び事務局へ連絡済みである。	完了